

地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会（第2回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年8月7日（水）10：00～12：00
- 場所：総務省 共用会議室2
- 出席者：鈴木座長、泉澤委員、櫻谷委員、田中委員、森田委員、
百合野委員、吉林委員
平嶋公営企業課長、黒田地方債課長

【議題】

- (1) 公営企業健全化基金に係る会計上の取り扱いについて
- (2) 金利変動準備金に係る会計上の取り扱いについて
- (3) その他

【配布資料】

- 資料1 公営企業健全化基金に係る会計上の取り扱いについて（案）
- 資料2 金利変動準備金に係る会計上の取り扱いについて（案）

【概要】

■ 事務局より資料1～2説明

- 資料1「公営企業健全化基金に係る会計上の取り扱いについて」（案）については、負債に位置付ける方向で検討することとし、出席各委員これを了承した。
- 資料2「金利変動準備金に係る会計上の取り扱いについて」（案）については、金利変動準備金積立金・取崩額が利益処分にかかわらず一定の計算式に基づいて算定されることから、特別法上の準備金として取り扱うことにつき、出席各委員これを了承した。

■ 委員からの主な指摘等

- (1) 資料1について
 - （負債と資本の中間的な）基金の中立的・中性的な性格を明示した方がよいのではないか。
 - 納付金は機構の収益として計上される性格ではないから、基金は純資産に帰属するものではなく、預り金的な性格の方が強いのではないか。また、一般の経理と区分しネットの変動額のみを公庫の決算書に計上する現公庫の基金の会計処理を前提とすれば、基金は公庫の会計に預かっているものと考えられるため、負債として整理するのが適切ではないか。
 - 納付団体としては、納付金は最終的には何らかの形で戻ってくるということを期待しているのだから、基金は機構が自由に使える性格のものではないか。
 - 基金の経理の仕組みについて、できるだけ内容がわかるようにするべきではないか。
 - （基金の性格が）いざとなれば返さなければならぬものかどうか明確に

できない限り、とりあえず特別な預り金として置いておくのではないか。

- 法附則8条において、基金廃止の場合「地方公共団体の意見を尊重して」処理することとされており、その処理があいまいだが、注記等で基金の性格を明確にすれば、負債に位置付けるのもやむを得ないか。
- 基金が負債と資本の中間的なものであるとしても、それを自由に処分できるものとして純資産に位置づけた場合のマーケット評価のリスクを考えると、資本に入れるのはあまり適切ではないのではないか。

(2) 資料2について

- 借換損益の額を定める省令において、恣意的でない計算方法となっていることが重要である。
- 「収益の額のうち」とあるが、収益の有無にかかわらず、必要なものは積み立てなければならないのが会計上の理屈である。
- （金利変動準備金に引き当てる）算定式は、あまり実態とかけ離れたものにならないようにするべき。
- 金利変動リスクを低減させるため、超長期債の発行ウェイトを高めていくべきではないか。